



院長のご近所探訪

～荒川区「都立汐入公園」河津桜編～

当院からすぐ近くの水神大橋を渡った緑地帯に広がる「都立汐入公園」。隅田川沿いのこの公園は、災害時には避難場所としての役割を併せ持つ都民憩いの場所です。川面には船が行き交い、のどかな風景が楽しめる、四季折々の草木が彩りを添えています。

障害者への「合理的配慮」とは何か ～「障害者差別解消法」の施行～

新たに採用された多くの職員をお迎えし、平成28年度がスタートしました。

開設25年を経て、今年度は、東京都医師会としての指定管理者の更新、地域リハビリテーション支援センター指定の更新、365日リハビリテーション体制の実施、と節目の年となっています。病院の円滑な運営に皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

本院の運営理念は「身体に障害を持たれた方々が…」で始まりますが、我が国では、国連「障害者の権利に関する条約」の批准・締結を踏まえて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成26年6月に公布され、この4月から全面的に施行となりました。

この法律は、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として、障害者に対する「不当な差別的取扱い」が禁止され、また障害者への「合理的配慮」について地方公共団体等の行政機関には法的義務が、民間事業者には努力義務が課せられています。

ここでいう「不当な差別的取扱い」、「合理的配慮」とは具体的にどのような場面・状態や対応を指すのでしょうか。厚生労働省が作成した「障害者差別解消法ガイドライン」（医療分野事業者向け、福祉分野事業者向け）を概括的に紹介すると、まず、対象となる障害者（児）を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、障害者手帳の所有者に限らず、社会

における様々な障壁と相対している方々も対象としています。また、特に女性である障害者はより複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には成人とは異なる支援の必要性があることに留意する必要があるとしています。

不当な差別的取扱いの基本的な考え方として、法は、障害者に対して、正当な理由なく障害を理由としてサービス（医療）の提供を拒否すること、提供にあたって場所・時間等を制限すること、障害ではない者に対しては付さない条件をつけること、などによる障害者の権利利益の侵害を禁止しています。

合理的配慮の基本的な考え方としては、権利条約では、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるもの…」と定義されています。

個々の場面において、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意志表示があった場合等には、基準・手順の柔軟な変更、建物・施設設備などの物理的環境への配慮（スロープの設置など）、補助器具等の提供・改善、職員等とのコミュニケーションや情報のやりとりの工夫・配慮、などの合理的配慮を行うことが求められます。もとよりこうした対応は、障害者の特性や属性等を十分考慮しながら柔軟に提供していくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、今後関係各位の協力を得ながら、当院としての具体的な対応方針を早急にまとめていきたいと考えております。



事務長 中山政昭



患者さんと向き合い31年

リハビリテーション部 理学療法科 科長 野口 慎二

昭和59年理学療法士としてスタートし、はや31年が過ぎました。長いようであつという間に過ぎた気がします。今回、原稿を依頼され何を書こうかいろいろ考えましたがふと思ったのが、私のころに比べれば医学も進歩し、わが理学療法士の知識も技術も格段に進歩していることです。しかし、その分患者さんとの向き合い方が若干変わってきたような気がします。それがいいのか時代なのか？その答えになるかわかりませんが私なりの持論をお話したいと思います。

私が30年以上にわたり患者さんと接する上で今も変わらず注意していることは、一つ目はできるだけ患者さんの目線で話をすることです。患者さんは病気、怪我などを治すために当院へ来るわけです。いわゆる弱い立場でありどうしても患者さんにとって私たち医療従事者は上に見られているわけで、言いたい事が言えない事も多々あるでしょう。なるべく患者さんの本音の訴えを聞けるように患者さんと対等に話ができる環境作りをしています。

二つ目は、患者さんの訴えに関して絶対に言葉での否定はしないということです。患者さんは、不安と期待、希望をもって当院に来るわけですから否定をしてしまえば不安だけが残ってしまい、その後の治療に大きな障害

になりかねません。(病は気からというでしょう)

不可能なこと否定的なことに関しては、治療の段階の実践のなかで患者さん自身にわかってもらえればダメージも最小限で済ませられると思います。

三つ目は、病院内で会う患者さんには当然ですが挨拶や声をかけるようにしていることです。声をかけることで患者さんに気持ちよくすごして頂きたいという思いと大げさに言えば病院全体として見守っていますよという安心感を持ってもらいたいと思うからです。

最初にも述べましたが、医療の進歩は日進月歩で後輩たちに私が太刀打ちできるのは臨床経験の数しかありません。それでも何とかみんなに肩を並べていられるのは、患者さんの病態の評価はもちろんですが、それにもまして人としてみることに時間を多く費やすことで解決してきたような気がします。すなわち、知識・技術面からだけのfeedbackのみならず、患者さんを人としてもう一度再評価することも必要かと思えます。

最後に私はこれからも患者さんが治療に専念できる環境作りと安心して任せられる理学療法士(うちのスタッフは私を除き優秀ですよ)を提供できるように努力していきます。



ご近所ネットワーク

～すみだ訪問リハ連絡会の取組み～

1. はじめに

すみだ訪問リハ連絡会は平成25年から始まり、月1回の頻度で、墨田区内の訪問リハビリに従事するリハスタッフ（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）、医師、訪問看護師等が集まり、以下の活動を通じてより良い訪問リハビリテーションの提供と訪問リハビリテーションの理解度向上を目指しています。

2. 主な活動内容

2-1 より良いリハビリテーションの提供への取組みⅠ (勉強会)

定期的に学会発表前の予演会を実施しています。他職種間での意見交換を通じて、より良いリハビリテーションの提供に繋がっています。

2-2 より良いリハビリテーションの提供への取組みⅡ (情報提供・共有)

訪問リハビリテーションに関する勉強会の案内、外部で実施された勉強会の情報を毎月共有しています。

2-3 訪問リハビリテーションの理解度向上への取組み (研修会講師)

地域リハビリテーション支援センターでもある東京都リハビリテーション病院を中心にすみだ訪問リハ連絡会の

スタッフは定期的に研修会を行っております。内容もさまざままで介助方法についての実技指導や最近よく耳にする認知症や廃用症候群に対するリハビリの具体的な展開についての講演やグループワークをしながら訪問リハビリテーションの役割やケアの方法をご理解いただける内容になっておりますのでご興味のある方はご連絡下さい。

(東京都リハビリテーション病院訪問リハビリ)
TEL:03-3616-8600

3. 山田記念病院 訪問リハビリ

私が勤務している山田記念病院（墨田区石原）でも訪問リハビリを行っております。お近くにお住まいの方がいらっしゃいましたらお気軽にお声掛け下さい。

(山田記念病院訪問リハビリ TEL:03-3624-6116)

4. 終わりに

すみだ訪問リハ連絡会では、今後も活動を継続し、地域の皆様の御意見をいただきながらご希望に沿った墨田区の訪問リハビリテーションの発展にお役に立てるよう努力してまいりますので今後ともよろしくお願いいたします。



山田記念病院 理学療法士
吉田俊太郎様

『ご存知ですか？』

社会福祉協議会・ボランティアセンター』

講師 荒川区社会福祉協議会 地域ネットワーク課 課長 鈴木 訪子 様
管理課 在宅福祉サービス係 主任主事 三宅 正臣 様

地域包括ケアシステムにおいて、医療と福祉の垣根を越えた連携が重要視されています。そこで福祉をより深く理解するため、社会福祉協議会（以下、社協）の第一線で活躍される鈴木訪子様にご講演いただきました。社協の仕事内容は幅広く、かつ地域性の高い独自のサービスを展開しています。また、介護保険制度では対応ができない、いわゆる“かゆいところに手の届く”サービス内容を事例を交えて分かりやすくご紹介頂きました。

さて、当院から社協への相談事例を少しご紹介いたします。入院患者さんの場合は、受傷・入院によって収入が途絶え、経済的問題を抱えた事例では、生活の立て直しとして「生活福祉資金貸付制度」の利用を相談します。また、近年は認知症によりお金の管理が困難になる事例で、「成年後見制度」の利用を相談する機会も増えてきました。私自身は、整形外科・リウマチ科 病棟の患者さんの退院支援において、社協と連携を取る機会が多くあります。例えば、退院後の独居高齢者への「見守りサポート」や、電球の取り換え、エアコンの掃除などの退院前の「自宅の片付けサポート」

など、住み慣れた地域でスムーズに生活再開していただけるよう協働して支援にあたっております。その他、私が地域リハビリテーション科に所属していた時は、社協に寄せられるベッド、車いすなどの福祉用具の寄付品（新品・中古）を目当てに訪問し、経済的に福祉用具の購入が困難な患者さんへの有効な社会資源として活用させていただく機会もありました。

このように、患者さんやご家族が安心して住み慣れた地域で生活していく上で、医療機関と社協とのネットワーク作りは重要であると認識しております。また、研修参加者からも、「社協の取り組みを学び今後の退院支援に活かしたい。」といった意見も多くあがっていました。相談科としては、今後も地域の社会資源の情報収集に努めると共に、敷居が高いと言われる病院と地域の懸け橋になれるよう取り組んでいきたいと思っております。

相談科 主任 西原大助



左：三宅様、右：鈴木様



研修の様子

～「自衛消防訓練に取り組んでいます。」～

当院では消防計画に基づいて、毎年自衛消防訓練を実施しています。今年度も11月2日（月）及び12月21日（月）の2回にわたり、向島消防署の指導、協力を受けながら、自衛消防訓練を実施しました。

11月2日は夜間を想定して6階病棟を、12月21日は昼間を想定して理学療法科（物理療法室）を出火元として訓練を実施しました。

消火訓練では出火から連絡通報、消火の流れの確認を行い、その後に地下1階に移動して、向島消防署職員から消火器の取り扱いや患者搬送についての講義も受けました。

365日24時間の対応が求められる病院においては、夜間で勤務職員が少ない場面では公舎在住の職員の応援を得ての対応、昼間ではお見舞いの方なども考慮しながらの人数把握等の対応も必要となります。

今回の訓練の講評として、向島消防署からは火災の周知、患者の避難も大事だが、まず火元の消火に全力で当たるよう助言も受けています。

病棟では病院全体での訓練実施に加えて、病棟ごとに新入職員を加えた訓練を実施しています。また、向島消防署主催の自衛消防訓練審査会にも毎年参加しています。それらの長年の取り組みが評価され、11月には東京消防庁予防部長からの表彰を受けました。

病院としては、これからも院内における消防訓練を繰り返し実施しながら、課題を検証し緊急時に備えていきます。



12月21日 物理療法室



表彰を受ける新井院長

防潮板を更新しました。

12月22日（火）午後1:30～

防潮板更新工事の完成検査を行いました。

防潮板とは水害などで建物内に水が浸入するのを防ぐ建築部材です。

当院の場合は、地下に非常用発電機及び機械室があることから、駐車場入口には高さ約1m60cmと幅約6m、駐車場出口には高さ約1m60cmと幅約4mの防潮板を水の浸入を防ぐため設置しています。

防潮板で止水するには、地下の中央監視室内での操作も可能ですが、防潮板の手前の防水扉操作盤から手動操作も可能です。防水扉は油圧式で、立ち上がるまで4分程度かかります。今後は訓練等で活用し、いざという時に備えることが課題です。





【若手の理学療法士及び作業療法士実務研修についてのご紹介】

当院（地域リハビリテーション支援センター）は東京都より「若手の理学療法士及び作業療法士の育成」事業を受託しております。

医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実に向け、リハビリに係る取組を進めていくため、近年増加傾向にある若手のリハビリ職が実務経験を積める育成体制を整備し、質の向上、底上げを目的とします。

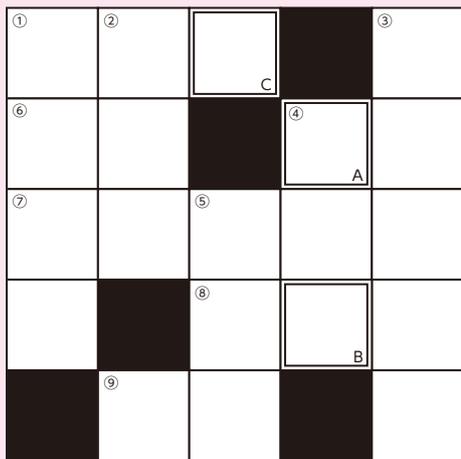
昨年度は、理学療法科3名、作業療法科3名、地域リハビリテーション科2名、実習生を受け入れ、皆熱心に研修に励んでおりました。

今年度も、本事業を実施して参りますので詳細などについては、お気軽にお問い合わせください。

東京都リハビリテーション病院 代表：03-3616-8600

ほっとリハ クロスワード Vol.2

ヒントをもとにマス目を埋め、二重マスの文字をつなげてください
◎正解をはがきでお送りいただいた方の中から抽選で10名様にQUOカードを差し上げます



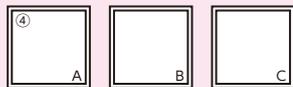
タテのかぎ

- ①ひときわ優れた力を持っていること
- ②あることの実現を待ち望むこと
- ③日本史では鎌倉・室町時代をさす
- ④野球の守備、レフトのこと
- ⑤偶数の反対語

ヨコのかぎ

- ①時事問題などを解説する池上○○○
- ④沸騰させたお湯を飲める温度に冷ましたもの
- ⑥土地の広さは今でも○○と㎡で表記しています
- ⑦2020年のオリンピックの開催地
- ⑧仏教の三世観を基礎とした考えで、前世
- ⑨非常に珍しいこと

答え：



ヒント

お花見の計画はたてましたか？

運営理念

身体に障害を持たれた方々が生きる喜びと希望を抱き、充実した人生をおくられるよう、医の原点に立った心温まる医療の推進をはかる。

【応募方法】

はがきに①答え ②郵便番号 ③住所 ④氏名をお書きのうえ、次の応募先へお送りください。なお、当選者は発送をもって替えさせていただきます

【締切】

平成28年5月6日（金） 当日消印有効 ※正解は次号に掲載いたします

【応募先】

〒131-0034 東京都墨田区堤通2-14-1
東京都リハビリテーション病院 ほっとリハ編集係宛